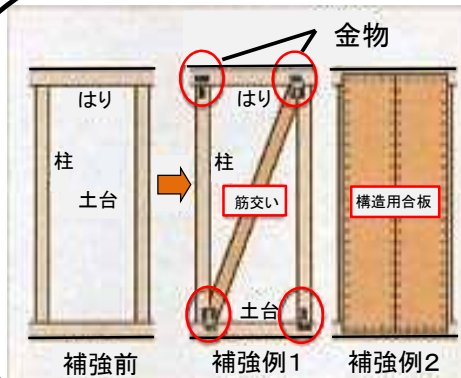


# 飛島村民間木造住宅耐震改修にかかる補助金

- 1 民間木造住宅耐震改修費補助金(上限180万円)
- 2 民間木造住宅段階的耐震改修費補助金(1段階目上限100万円、2段階目上限80万円)
- 3 簡易耐震改修費(リフォーム)補助金(上限30万円)

屋根の軽量化



## <1. 耐震改修>

耐震診断結果の判定値が  
1.0未満



判定値を0.3以上上乗せし、  
1.0以上にする耐震改修工事

## <3. 簡易耐震改修(リフォーム)>

耐震診断結果の判定値が1.0未満



耐震性を向上させる補強工事

- ・ 居間、寝室等長い時間を過ごす部屋を補強する改修
- ・ 屋根を重い材料から軽い材料にする改修
- ・ 壁を補強する改修
- ・ 柱、梁の結合部の剛性を上げる金物にする改修
- ・ その他村長が認めた耐震上有効な改修

## <2. 段階的耐震改修>

耐震診断結果の判定値が  
0.4以下



判定値を0.7以上1.0未満にする  
1段階目耐震改修工事

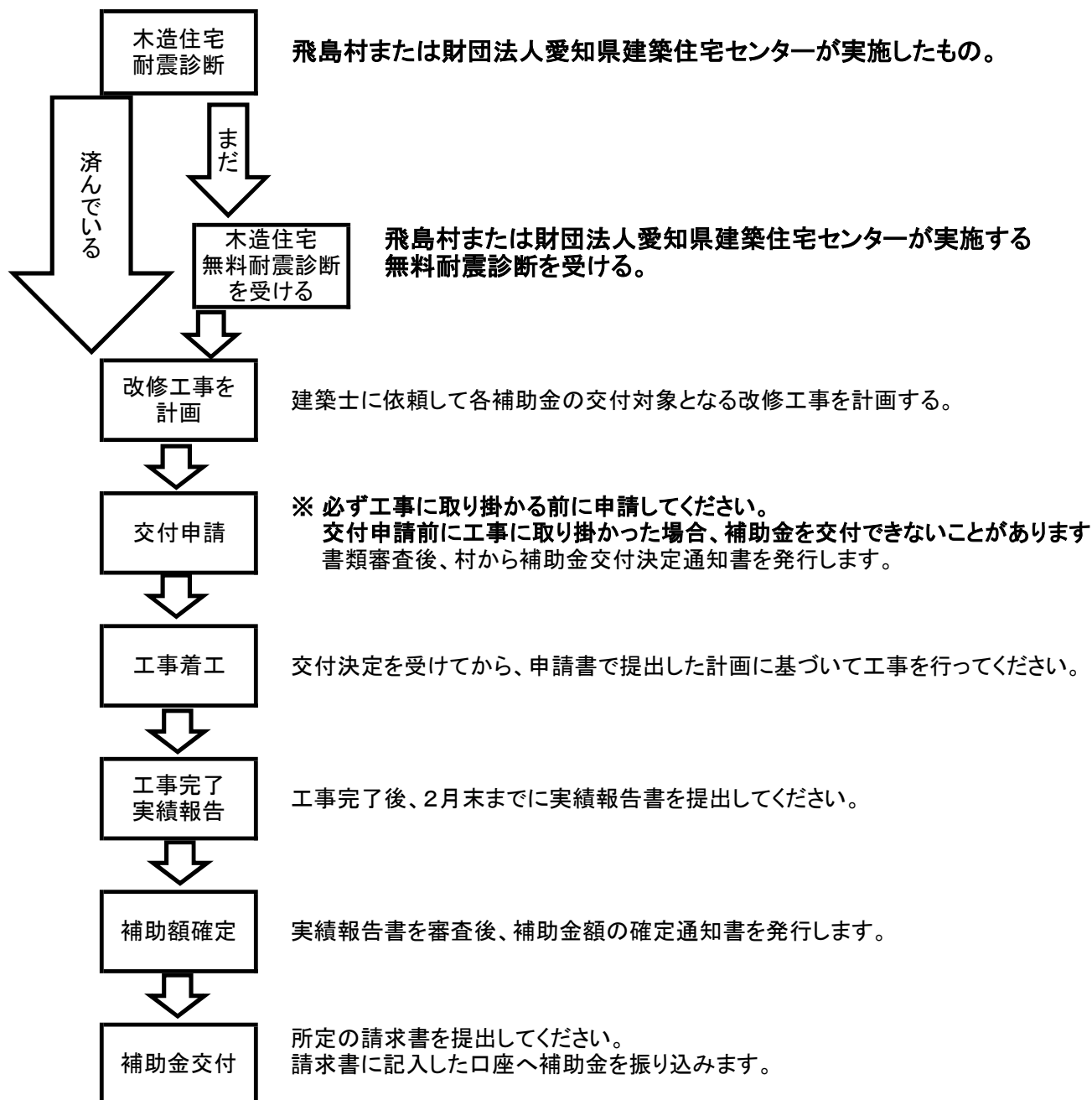


1段階目の耐震改修工事により補助金を受けた  
住宅において、判定値を1.0以上にする  
2段階目耐震改修工事

## 補助金申請の流れ

※交付申請は、必ず工事に着手する前に手続きしてください！

※交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するように計画してください。



工事を途中で中止した場合や工事が予定どおり完了せず期限内に手続きができなかった場合は、補助金を交付できないことがあります。

申請書等は飛鳥村ホームページよりダウンロードできます。